

## 利用規約

(名称)

「新型コロナ対策実施中ポスター」(飲食店・小売・サービス業等用)利用規約

(前文)

本規約は宮城県が運営する「新型コロナ対策実施中ポスター」(以下「ポスター」)の利用規約(以下「本規約」)に関して、以下のとおり定めます。

ポスターデータのダウンロードを希望する事業者等は、本規約に同意したうえで、電子申請フォーム(以下「本フォーム」)に必要な情報を入力し、申請を行ってください。

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の抑制と、社会経済活動の維持の両立を図るためには、飲食店・小売店・サービス業等事業者の皆様へ、しっかりとした感染防止対策を実施していただくことが非常に重要です。

そこで事業者の皆様が、業種毎に定められたガイドラインを参照し、感染防止対策に取り組んでいる店舗・施設であることを県民の皆様へ示すポスターを発行しています。

感染防止対策を実施している事業者の皆様が、オンラインで必要事項(店舗・施設の基本的情報、実施している感染防止対策のチェックリスト等)を登録していただくことでポスターの画像データを取得できる仕組みです。

このポスターを店舗・施設等の目立つところに掲示していただくことで、県民の皆様へ、感染防止対策に積極的に取り組んでいることをお知らせできます。

(運用管理等)

第2条 本フォームは宮城県が管理者として、運用管理します。

(申請)

第3条 ポスターデータのダウンロードを希望する飲食店・小売店・サービス業等事業者(店舗・施設運営者等。

以下「申請者」という。)は宮城県が設置する本フォームにおいて必要事項を入力し、申請を行ってください。

2 申請はポスターを貼付する店舗・施設ごとに行うものとします。

(申請要件)

第4条 対象は宮城県内に所在する店舗・施設とします。

(留意事項)

第5条 本フォームの利用について、申請者は次の事項に留意してください。

- 1 本フォームにおいては申請事業者の情報の入力が必要です。なお、入力いただいた内容については宮城県のホームページにおいて、その一部(店舗・施設名、住所(店舗・施設等の所在地))を公表します。
- 2 ポスターを掲示する事業者に対し、宮城県又はその指示を受けた者が店舗・施設に連絡又は訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。
- 3 申請内容が虚偽であった場合やその他宮城県が不適切と判断した場合は発行したデータの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(利用環境)

第6条 本フォームはすべての利用環境に対して完全な動作を保障するものではありません。申請者の環境や利用する機器によって、一部又は全部の機能が利用できない場合があります。

(免責事項)

第7条 宮城県は申請を受けて発行したポスターの内容及び本フォームにつき、事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、宮城県は申請者に対して、かかる瑕疵を除去してポスターを提供する義務を負いません。

2 本フォームの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、宮城県及びサービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は利用事業者又は第三者の損害に対して宮城県は一切の責任を負いません。

(利用規約の改訂)

第8条 本規約は、宮城県の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、宮城県ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されます。

(費用)

第9条 申請及び申請に必要な機器類は、利用者自らの判断と負担においてご用意ください。また、本フォームは無料で利用できますが、通信料等は利用者の負担となります。

(禁止事項)

第10条 利用者が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- 1 登録情報・ポスターを第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- 2 発行されたポスターを加工・編集・改ざんする行為 ※デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
- 3 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- 4 本フォームの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 5 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- 6 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- 7 その他宮城県が不相当と認める行為

(登録の削除・変更)

第11条 利用者が登録の削除または内容の変更を希望する場合は、電子メール・電話などにより宮城県食と暮らしの安全推進課まで連絡してください。

- 2 閉店などの事由が明らか、もしくは登録の際に記載のあった連絡先(住所・電話番号・電子メールアドレス等)に連絡が取れない場合、宮城県の判断により登録を削除することがあります。

(プライバシーポリシー)

第12条 宮城県は、事業者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- 1 申請者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- 2 統計的に処理された本フォームの申請数や事業者名等の情報については公表することがあります。
- 3 申請者の申請情報は、宮城県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

(本フォームの終了)

第13条 本フォームは新型コロナウイルス感染症が収束するなど、宮城県が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

(準拠法及び管轄裁判所)

第14条 本規約は日本法に準拠します。また、ユーザーと宮城県の間で紛争が生じた場合、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年8月3日制定

令和2年8月17日改定

令和4年12月1日改定